

2019年7月9日

お取引先様各位

株式会社ユニオン

オーストラリア産クレメンタインの取扱いについて

お取引先様各位におかれましては日頃より大変お世話になっておりますにも関わらず、今回のオーストラリア産クレメンタインの大阪検疫所によるモニタリング検査の違反に対して、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めまして陳謝いたします。

さて、昨日（7月8日）付けにて、厚生労働省のホームページ上に、VITOR MARKETING PTY LTD（以下、VITOR社）が輸出したオーストラリア産クレメンタインについては、輸入者に対して、防ばい剤イマザリルを対象にした自主検査が指導されたことが公表されました（詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照下さい）。

また、今回の件の発端となった大阪検疫所によるモニタリング検査違反の概要、弊社による対応状況および今後の対応について以下に記載いたします。

1. 本年7月1日付けにて、大阪検疫所が実施したモニタリング検査の結果、弊社が輸入したオーストラリア産クレメンタインから、防ばい剤イマザリルが国の定める基準値（5.0ppm）を超えて5.4ppm検出されたとの通知を受け、翌7月2日付けにて、神戸市保険所長から当該品を回収するよう命令を受けました。

現在、違反原因の調査を進めると共に、販売先各社様のご協力を得ながら違反品についての回収を進めており、本日（7月9日）の回収分をもって回収を終了する予定です。

なお、回収品については全量廃棄を計画しております。

未出荷の在庫品については第三国への再輸出を含めた措置を検討しています。

2. 違反の速報を受けた6月27日以降、違反した輸入届出分は勿論、既に通関が済んでいた他の輸入届出分についても全ての顧客への出荷を停止し、当社による自主検査を実施しました。
また、これ以降に通関された他の輸入届出分についても同様の対応を行い、検査で問題がない事が確認された後、順次全ての出荷を再開しています。
3. なお、今年の当社によるVITOR社からのオーストラリア産クレメンタインの輸入は終了しました。
このため、当社品に関しては、オーストラリア産クレメンタインを対象にした行政指導による自主検査は今後実施されません。

重ねまして、本件の対応で多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めてお詫びいたしますと共に、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、当社営業担当もしくは品質管理担当までお問い合わせください。

以上